

把握した市区町村は2割

戸籍がない

下

●明石市が相談窓口

社会に埋もれる無戸籍の人をどう把握し、戸籍記載のための手続きをどう支えるか。戸籍がない人の暮らしをどう支援するか。行政と民間で取り組みが少しずつ始まっている。

「相談でも」無戸籍であることを話すと、白い目で見られるか、支えられないか(生い立ちを)話すこと自体がストレスになるので、例えばカウンセリングセンターを設置していただけたら。先月末、兵庫県明石市役所、当事者や支援者、大学教授らを招いて必要な施策を検討する「無戸籍者総合支援検討会議」の初会合が開かれた。市職員らは、かつて戸籍がなかった女性の一言一言につなぐながら、メモを取った。

人口29万人を擁する明石市は、弁護士出身で福祉行政に関心が強い泉房穂市長の発案で、昨年10月に無戸籍者の相談窓口を開設。以来、就学できなかつた人の学習支援など先進的な取り組みをしてきた。これまでに相談窓口や国民健康保険の窓口などで、0

57歳の無戸籍者9人を把握。無戸籍でも行政サービスが受けられることを案内したほか、支援団体につなげるなど継続的に支援する。

来年度には、母子手帳発行の機会などを生かした「満1歳までの無戸籍者の100%把握」のための事業を始める予定で、泉市長は「無戸籍で生まれても大丈夫というメッセージを発したい」と話す。

●弁護士会も順次
無戸籍の人の把握や支援に

◆無戸籍の人や家族のおもな相談先◆

▽日弁連「全国一斉無戸籍ホットライン」
0120・658・790

*11月11日午前10時～午後8時。この日以降は、各弁護士会へ。

*日本司法支援センター(法テラス)の弁護士費用立て替え制度は、無戸籍でも、出生証明書や母子手帳、母親と一緒に写真などで日本人であることが推認できれば利用できる。

▽民法772条による無戸籍児家族の会
090・8048・8235

▽各法務局
連絡先の一覧が、法務省のウェブサイト(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00034.html)に掲載されている。

は、自治体の意識改革が不可欠だが、明石市並みの取り組みはまだ広がっていない。法務省の調査(先月10日現在)では、全国で計665人の無戸籍者を把握しているのは全市区町村の約2割。支援者からは「665人は氷山の一角に過ぎず、そもそも役所窓口を訪れない人の掘り起こしも必要」との声がある。またこれまでに把握した計863人のうち、無戸籍が解消したのは108人ととまる。

同省担当者は「各法務局と自治体で戸籍記載のための裁判手続きの案内をしているが、実際に起こしてもらうまでが大変だと聞く」と漏らす。戸籍記載のために調停や裁判を起すことは、住民票作成の条件にもなっており、無戸籍の人には重要な意味がある。

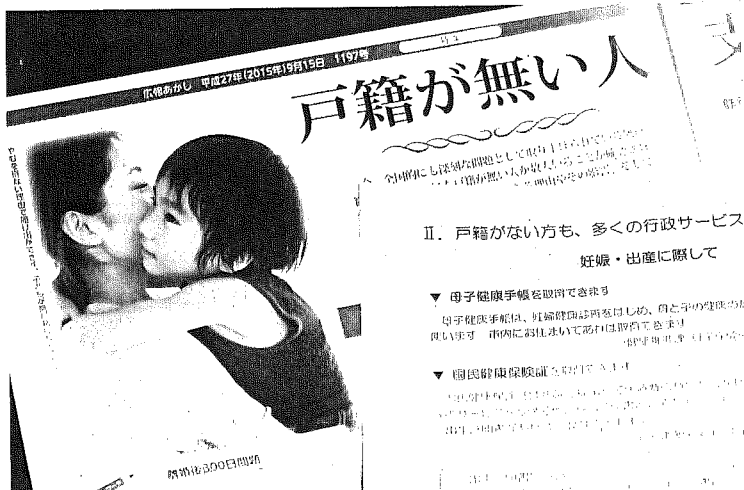
住民票があれば、就学通知が届いたり、身分証明ができるため契約行為が可能になり改善されるからだと。来年から始まるマイナンバー制度も住民票がベースになっている。だが、例えば成人の無戸籍者が手続きを進めようとしても▽父母の行方が分からない▽10年以上前の母と前夫の別居を示す証拠を採せない▽など困難なケースも少なくない。

●「父空欄の出生届」

無戸籍の人を生まないための法整備の議論も必要だ。民法772条による無戸籍者について、二宮周平・立命館大教授(家族法)は「将来的には法改正が必要だが、婚姻中や離婚後300日以内でも、母親が父を空欄にした出生届を提出すれば夫や前夫の推定が及ばないとする通達を出すことは可能」という。

出生後すぐに登録され、名前を得る権利は、子どもの権利条約でも定められている。本人には関係ない事情で「戸籍がない」人がいる現実にと向き合おうか、社会が問われている。

【反橋希美】



無戸籍の人への支援策を紹介する兵庫県明石市の広報(左)。右は試作中の当事者向けの支援パンフレット＝宮武祐希撮影